

# 船橋市多重債務問題対策庁内連絡会設置要綱

(設置)

第1条 消費者のクレジット契約締結機会の増加及び、低所得、リストラ、離婚、病気等の生活苦を原因とした借り入れなどによる多重債務問題は、深刻な社会問題となっており、相談者が抱える根本的な課題の総合的な解決を図るために、関係者が連携し、債務整理と併せ多方面から相談者へ助言及び支援を行う必要があることから、船橋市多重債務問題対策庁内連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 連絡会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 多重債務問題に関する基礎知識の共有に関すること。
- (2) 関係各課の制度概要に関する情報共有に関すること。
- (3) 他県・他市先進事例の研究に関すること。
- (4) 関係各窓口等相談対応に係る研究に関すること。
- (5) 多重債務問題に関する関係部局との連絡調整に関すること。
- (6) その他多重債務問題に係る協議を要するものに関すること。

(組織)

第3条 連絡会は会長及び別表に掲げる者をもって組織する。

2 会長は消費生活センター所長をもって充てる。

(会長)

第4条 会長は、連絡会を総理する。

(オブザーバー)

第5条 連絡会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、求めに応じて連絡会に出席し、意見を述べることができる。

(招集)

第6条 連絡会は、会長が招集する。

(庶務)

第7条 連絡会の庶務は、消費生活センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

市長公室市民の声を聞く課長  
税務部債権管理課長  
市民生活部市民協働課長  
福祉サービス部福祉政策課長  
福祉サービス部地域福祉課長  
福祉サービス部障害福祉課長  
福祉サービス部生活支援課長  
高齢者福祉部高齢者福祉課長  
高齢者福祉部地域包括ケア推進課長  
高齢者福祉部介護保険課長  
健康部地域保健課長  
健康部国保年金課長  
こども家庭部こども家庭支援課長  
こども家庭部保育入園課長  
経済部商工振興課長  
経済部消費生活センター所長  
下水道部下水道総務課長  
建築部住宅政策課長  
教育委員会学校教育部学務課長  
社会福祉協議会日常生活支援課長